

# 第20回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 7年1月28日(火) 午後 3時58分  
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 7年1月28日(火) 午後 3時58分

2. 閉会時間 令和 7年1月28日(火) 午後 4時23分

3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 17名

1番 北浦 守金	2番 田上 豊	3番 森 浩則
4番 稲田 勝	5番 水本 正一郎	6番 林田 靖仁
7番 田浦 秀子	8番 尾崎 栄	9番 松崎 慎太郎
10番 入江 敏昭	11番 森本 勝也	13番 北尾 健一郎
14番 祐田 久男	15番 林田 了星	16番 太田 武春
17番 金子 利範	19番 村里 枝美子	

5. 欠席委員者の数 4名

12番 米田 公明	18番 廣瀬 光徳
-----------	-----------

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 4名

安中 佐藤 幸平	中央 稲田 保夫	中央 稲田 保夫
杉谷 酒井 和	杉谷 杉永 芳一	三会 吉川 周宏
三会 荒木 康成	三会 福島 真一	三会 北田 和広
三之沢 島田 和典	東空閑 柴田 利明	高野 林 耕平
池田 伊達 博明	久原 森崎 誠一	戸田 稲田 浩敏

7. 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について

報告第2号 使用貸借解約通知書について

8. 議案

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について

第4号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について

第5号議案 土地改良事業に参加する資格について

議長

ただ今より、第20回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、12番 米田 公明 委員、18番 廣瀬 光徳 委員は、所要のため欠席と連絡がっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、4件 14筆 12, 483平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、1件 4筆 2, 809平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第4条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

本件については、許可なく農地に農業用置場用地として利用していたため県と協議をした結果、簡易手続相当の違反案件との判断がありましたので、追認許可申請を行おうとするものです。

議案集 5 ページの「違反転用への対応フロー」をご覧ください。

右側の「簡易手続相当の違反案件の基準」①の「農業用施設」に該当することから、(5)「簡易手続相当の違反」と判断し、今回、(6)「追認許可申請等」を行おうとするものです。

申請人は、議案集 4 ページ、1 番に記載のとおりで、申請地 6 6 2 平方メートルに、農業用の資材置場及び農機具置き場用地置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、市街地の区域等に近接する、おおむね 1 0 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地と判断されますので、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第 1 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 番について報告します。

申請地は、……、……の一角にあり、北側は農地、東側は水路、南側は農地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は水路へ放流となっており、問題なしとみてまいりました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第 1 号議案の 1 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 1 号議案の 1 番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請の 1 番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。  
使用借人及び使用貸人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで申請地274.96平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。  
申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。  
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。  
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

( …… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。  
申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は農地、南側は里道、西側は宅地となっております。  
切土により造成し、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。  
ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。  
次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで申請地331.00平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層居住専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、周囲は道路に囲まれています。

現状のまま利用し、雨水は溜枧へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。  
譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで申請地1,249平方メートルを譲り受け、木造二階建共同住宅2棟を建築したいとの申請です。  
申請地は、都市計画区域内の第一種低層居住専用地域であることから、第3種農地と判断しております。  
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。  
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

( …… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。  
申請地は……の一角にあり、北側は雑種地、東側、南側は道路、西側は農地となっております。  
現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。  
ただ今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。  
次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、4番に記載のとおりで申請地209平方メートルを譲り受け、宅地造成し売却したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。申請地は……の一角にあり、北側、東側は宅地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（北浦 守金 会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（北浦 守金 会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長（北浦 守金 会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……番 …… 委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長（北浦 守金 会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

所有権移転について、議案集7ページから8ページに記載のとおりで 8件 14筆、9,059.00平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……番 …… 委員の退場を求めます。

（…… 委員 退場）

議長（北浦 守金 会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について説明します。

議案集の9ページから12ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、76筆、66,086.22平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。  
農地中間管理機構に対する要請にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。  
農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、20名の方全員、すべての許可要件を満たしております。  
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第4号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。  
……番 …… 委員の入場を求めます。

(…… 委員 入場)

議長

第4号議案は、農地中間管理機構へ要請することに決定いたしましたので、…… 委員に報告します。

議長

次に、第5号議案、土地改良事業に参加する資格について上程します。  
本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……番 …… 委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、土地改良事業に参加する資格について説明します。

県営農村地域防減災事業（ため池整備事業）計画変更に伴い、同意書記載者が、土地改良法第3条第1項の規定に基づく、農業委員会の証明についての申請です。

土地改良事業に参加できる資格者は、土地改良法第3条第1項第1号及び第2号に規定されており、その土地の所有者又は所有権以外の権原（賃借権、使用貸借権等）で耕作を行っている者となっています。

資料は 別添③をご覧ください。

対象者は154名、329筆です。

今回、農業委員会が証明を行った3条資格者に、事業への参加同意をとられ、整備事業が行われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

#### 参考

事業計画：令和1～7年度を令和9年度へ変更

受益面積 34ha（増減なし）、ため池 5か所、

総事業費 564,000千円 → 867,350千円

5か所 寺中ため池、山之内ため池、古谷地ため池、清水ため池、植松ため池

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案は、証明書を発行することよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案 土地改良事業に参加する資格については、証明書を発行することに決定します。

……番 …… 委員の入場を求めます。

（…… 委員 入場）

議長

第5号議案は、証明書を発行することに決定いたしましたので、…… 委員に報告します。

議長

以上で、第20回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。  
これで、第20回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時23分